

「商品 E T F（現物商品投資型）の上場制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、商品 E T F（現物商品投資型）の上場制度の整備について、その要綱を本年 1 月 2 9 日に公表し、2 月 1 8 日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、2 件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>( 1 ) 上場申請者の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国における商品 E T F の場合、スポンサーと呼ばれる者が信託受託者との契約を締結する。スポンサーの役割は、日本法上の投資信託委託会社と異なる点も多いが、信託財産の管理又は処分を必要に応じて指図しうる権限が与えられてさえいれば、当該スポンサーは「法第 2 条第 8 項第 1 4 号に掲げる行為に相当する行為の全部又は一部を業として行う法人」に該当すると考えて良いか。</li> </ul>	<p>外国の商品 E T F については、現地における法制度等が適用されるため、日本の投資信託委託会社と完全に一致する業を行う法人ではないことも考えられます。ご意見のとおり、特定の者に対して、信託財産の管理又は処分を必要に応じて指図しうる権限が与えられていれば、当該特定の者は「法第 2 条第 8 項第 1 4 号に掲げる行為に相当する行為の全部又は一部を業として行う法人」に該当すると考えます。</p>
2	<p>( 2 ) 上場審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国 E T F の上場審査基準について「当該新規上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者を監督する行政庁が存在すること」が必要とされているが、管理会社及び信託受託者の事業に許認可等が必要とされない場合であっても、管理会社又は信託受託者に対して行政上の処分を行いうる行政庁(例えば米国 S E C )が存在すればこれに該当すると考えて良いか。</li> </ul>	<p>ご意見のとおり、管理会社及び信託受託者の事業に許認可等が必要とされない場合であっても、管理会社又は信託受託者に対して行政上の処分を行いうる行政庁が存在すればこれに該当すると考えます。</p>

提出者：1、2 = 西村あさひ法律事務所

以 上